

第1回 プラットフォームにおける データ取扱いルールの実装に関する検討会

事務局説明資料

2021年8月31日

内閣官房 IT総合戦略室

内閣府 知的財産戦略推進事務局

背景：包括的データ戦略の概略

■ 昨年末にデータ戦略タスクフォースとりまとめで示された課題について実装に向けた検討項目を整理

ビジョン

現実空間とサイバー空間が高度に融合したシステム（デジタルツイン）により、新たな価値を創出する人間中心の社会

データ戦略のアーキテクチャ

第一次取りまとめ	
戦略・政策	データ戦略の理念とデータ活用の原則の提唱
組織 { 行政 民間	社会実装・業務改革 デジタルツインの視点で ビジネスプロセスの見直し
ルール { データ ガバナンス 連携 ルール	トラストの枠組み整備 トラストの要素（意思表示の証明、 発行元証明、存在証明）を整理
連携基盤 (ツール)	プラットフォームの整備 分野共通ルールの整理 分野毎のプラットフォームにおける 検討すべき項目の洗い出し (官民検討の場、ルール、ツール等)
データ	ベース・レジストリの整備 オープンデータ データマネジメント
利活用環境	引き続き検討すべき事項 データ利活用の環境整備 民間保有データの 活用の在り方
インフラ	人材／国際連携／インフラ

包括的データ戦略 検討項目

<ul style="list-style-type: none"> ・データ活用原則 (①データがつながり、使える、②勝手に使われない、安心して使える、③みんなで協力する) ・行政におけるデータ行動原則の構築 ①データに基づく行政(文化の醸成)、②データエコシステムの構築、③データの最大限の利活用 ・プラットフォームとしての行政が持つべき機能 						
<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル庁の策定する情報システムの整備方針にデータ戦略を反映 						
<ul style="list-style-type: none"> ・トラスト基盤の構築（認定スキームの創設） 【デジタル庁を中心として関係省庁が協力して、2020年代早期の実装を目指す】 ・トラスト基盤構築に向けた論点整理 (トラスト基盤の創設【各プレイヤーの役割の明確化】、認定基準、国際的な相互承認 等) 						
<ul style="list-style-type: none"> ・データ連携に必要な共通ルールの具体化、ツール開発 ・データ流通の促進と阻害要因の払拭のためのルール (意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入／ログイン防止 等) 【デジタル庁と知財本部事務局は、2021年末までにガイドライン策定】 ・重点的に取り組む分野(防災、健康・医療・介護、教育等)のプラットフォーム構築 【関係省庁はデジタル庁と協力して、2025年迄までに実装する】 ・データ取引市場のコンセプトの提示 						
<ul style="list-style-type: none"> ・ベース・レジストリの指定（法人3情報、地図情報、法律・政令・省令、支援制度 等） ・ベース・レジストリの整備に向けた課題の抽出と解決の方向性の検討 【デジタル庁と関係省庁は協力して、2025年までの実装を目指す】 ・データマネジメントの強化／オープンデータの推進 						
<table border="1"> <tr> <td>デジタルインフラ</td> <td>・通信インフラ (Beyond 5G) (2025年大阪・関西万博にて成果提示)、計算リソース (富岳等コンピューティングリソースの民間利用、半導体デジタル産業戦略)、データ取扱いのルール等の一体的整備</td> </tr> <tr> <td>人材・組織</td> <td>・データ戦略に必要な人材像、CDO(Chief Data Officer)の設置</td> </tr> <tr> <td>セキュリティ</td> <td>・セキュリティ・バイ・デザインの推進、安全安心なサイバー空間の利用環境の構築</td> </tr> </table>	デジタルインフラ	・通信インフラ (Beyond 5G) (2025年大阪・関西万博にて成果提示)、計算リソース (富岳等コンピューティングリソースの民間利用、半導体デジタル産業戦略)、データ取扱いのルール等の一体的整備	人材・組織	・データ戦略に必要な人材像、CDO(Chief Data Officer)の設置	セキュリティ	・セキュリティ・バイ・デザインの推進、安全安心なサイバー空間の利用環境の構築
デジタルインフラ	・通信インフラ (Beyond 5G) (2025年大阪・関西万博にて成果提示)、計算リソース (富岳等コンピューティングリソースの民間利用、半導体デジタル産業戦略)、データ取扱いのルール等の一体的整備					
人材・組織	・データ戦略に必要な人材像、CDO(Chief Data Officer)の設置					
セキュリティ	・セキュリティ・バイ・デザインの推進、安全安心なサイバー空間の利用環境の構築					
<ul style="list-style-type: none"> ・理念を共有する国との連携や様々なフォーラムにおけるDFFTの推進 (貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ利活用、次世代インフラ) ・G7 DFFTロードマップへのインプット【2023年G7日本会合を見据え成果を目指す】 						

人材・セキュリティ

背景：データ連携基盤(プラットフォーム:PF)の整備

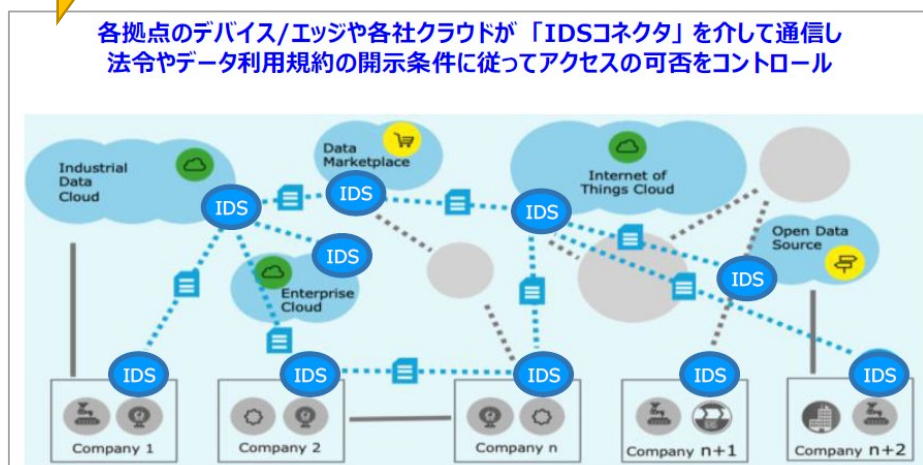
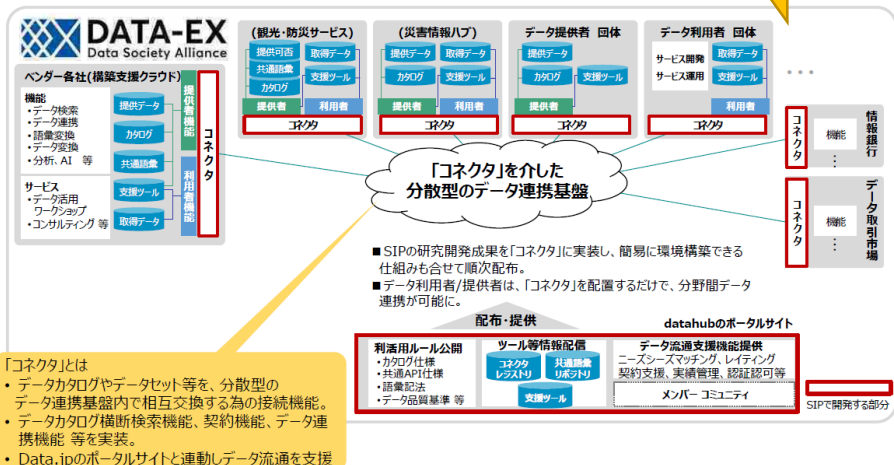
- **分野別/分野横断**のデータ連携基盤を整備
- **分野別**のデータ連携基盤
 1. 重点的に取り組むべき分野（**健康・医療・介護、教育、防災、農業、インフラ、スマートシティ**）
⇒関連省庁がデジタル庁と協力して**2025年までに実装をめざす**
 2. 上記以外の準公共分野（**モビリティ、港湾**）、相互連携分野（**電子インボイス、契約・決裁**）
⇒関連省庁がデジタル庁と協力し**プラットフォームの在り方を検討**

- **分野横断**のデータ連携基盤
DSA（データ社会推進協議会）が運営するDATA-EXにおいて、分野間データ連携基盤（コネクタ）の機能開発・提供と共に、GAIA-X等諸外国のデータ連携基盤との相互運用も検討
- データ・トラスト基盤、データ交換モデル標準化、データ品質管理フレームワーク、データ取扱ルールを併せて整備

日本：DATA-EX

相互運用

欧州：GAIA-X/IDSA (International Data Space Association)



出典：データ戦略タスクフォース（第6回）資料
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/data_strategy_tf/dai6/siryou4.pdf

出典：
https://www.jmfrri.gr.jp/content/files/Open/2020/20201126_SWG8_report/RRI_WG1_SWG8_report.pdf

背景：データからの価値創出プロセスと関与者の役割

<プロセス>



生成・収集・蓄積
(データ化)

生成・収集・蓄積
(データ化)

統合・加工

分析

価値創出

価値享受

分析

価値創出

価値享受

価値創出

価値享受

分析

価値創出

価値享受

<役割>

データ生成者

(被観測者と観測者を含む)

アグリゲータ

ソリューション提供者

エンドユーザ

データ化のため観測・測定等をし、データを取得して蓄積する。データ化される行為の実施者（被観測者）とデータ化する者（観測者）が異なるケースもある

例：

- ・患者と医師
- ・スマホユーザとキャリア
- ・工場と機械のリース・保守業者

生成されたデータを統合・加工したり、生成されたデータに基づき派生データを作成する。

例：

- ・複数地点の気象データを統合
- ・データを標準フォーマットに加工
- ・AI学習用データにアノテーションを付与

データセットを分析して得られるinformationを使い価値創出し、ソリューションを提供する。

例：

- ・気象データと過去の売上データから需要を予測する
- ・機械のセンサデータと過去の故障履歴から機械の故障予兆を検知し故障前に保守する

ソリューション・サービスを利用する。データ生成者が自らが提供したデータに基づくサービスを享受するケースもある。

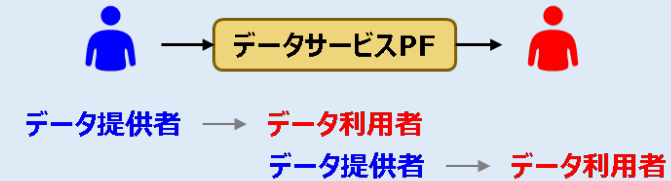
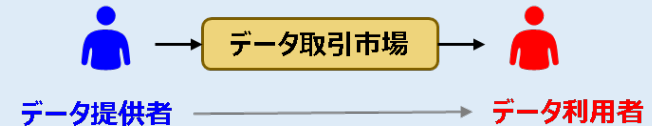
背景：データ取扱いルールを整備

- データ連携基盤上でデータ流通が進むよう、**データ流通の阻害要因となるデータ取引における不安・懸念を払拭する**ための、データ提供者・利用者・取引市場が守るべき**データ流通の促進と阻害要因の払拭のためのルールを策定。(※)**
- 各データ流通基盤へのルール実装を推進すべく、ルール実装担当者が参照可能な**ガイダンスを策定する予定。**

データ流通の阻害要因

1. 提供先での目的外利用（流用）
2. 知見等の競合への横展開
3. パーソナルデータの適切な取り扱いへの不安
4. 提供データについての関係者の利害・関心が不明
5. 対価還元機会への関与の難しさ
6. 取引の相手方のデータガバナンスへの不安
7. 公正な取引市場の不在
8. 自身のデータが困り込まれることによる悪影響

2種類のデータ流通基盤



データ流通の促進と阻害要因の 払拭のためのルール		対応可能な 阻害要因	ルールの対象者		
			提供者	利用者	取引市場
a	提供データについて関係者の利害・関心の表明	4,6			
b	意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入	1,2,3,5,6			
c	データに関するガバナンスの構築	1~8			
d	公正なデータ取引の担保	7			
e	ロックイン防止のための仕組みの導入	8		(データサービスPF)	

(※) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」で策定することとされた情報システム整備方針、標準に係る整備方針、支援プログラムに反映させる予定。

ルール実装の主体と、ガイダンスの狙い・想定読者（案）

□ルール実装の主体

1. プラットフォームの運営者（事業責任者、設計・構築・運営担当者）
2. 関係省庁のプラットフォーム担当者
（官が支援してプラットフォームを構築・運営する場合）

□ガイダンスの狙い

1. データ流通の阻害要因を特定し、これを払拭するためのデータ取扱いルールを実装（＝設計・運用）できるようになる
2. 技術の発展や社会の受容性の変化に応じて、適切なタイミングでルールを再実装（＝設計変更・運用）できるようになる

□想定読者

1. プラットフォーム運営者
2. 関係省庁のプラットフォーム担当者
3. プラットフォームの参加者

ルールの実装及び見直しのガイダンス（案）

リスク分析

- データからの価値創出プロセス(p.3)を検討し、関係者の利害・関心を把握して、リスクを特定する
- リスクへの対応方針（回避・転嫁・軽減・受容）を決める

ポリシー設定

- リスク対応方針へのコミットメントとして、「プラットフォーム（PF）におけるデータ取扱いポリシー」を設定する（例：ユーザのプライバシー保護、データ提供者の経営上の秘密の尊重）

ルール設計

- 上記「プラットフォームにおけるデータ取扱い方針」を実現するために必要な（1）契約、（2）プロセス・IT、（3）人材・組織、（4）評価方法・指標 を検討する→詳細は次頁

ルールの運用

- 検討したルールを運用する

評価

- ルールの運用状況をモニタリングして評価し、ルール設計に反映させる
- モニタリングはプラットフォームの運営者だけでなく参加者についても実施し、その結果をルール設計に反映させる

PDCA
ループ

「ルール設計」にて検討すべき事項（案）

ルール設計の際に検討すべき事項

ポリシー	データを取扱うに際しての価値観・方針を分かりやすく説明するもの（例：プライバシー憲章、行動規範）
契約	ポリシー遵守のため、取引の相手方と約束すべき事項（例：利用目的・期間、第三者提供範囲）
プロセス・IT	ポリシーおよび契約の遵守のため、自身が実行すべき処理やこれに必要なIT（例：同意取得・コネクタ）
人材・組織	プロセスの実行やITの導入・運用に必要な人材の確保・育成、組織の構築・運営
評価方法・指標	ルールの運営状況を評価・見える化しガバナンス構築の推進に繋げる（例：第三者評価委員会の設置・認証制度の導入）

全体として

- ① 具体的で、
- ② ステークホルダーに対して分かりやすく、
- ③ 変化にフレキシブルなルールとなるよう設計



PFのデータ取扱いポリシーを達成するための実効性のあるデータガバナンス

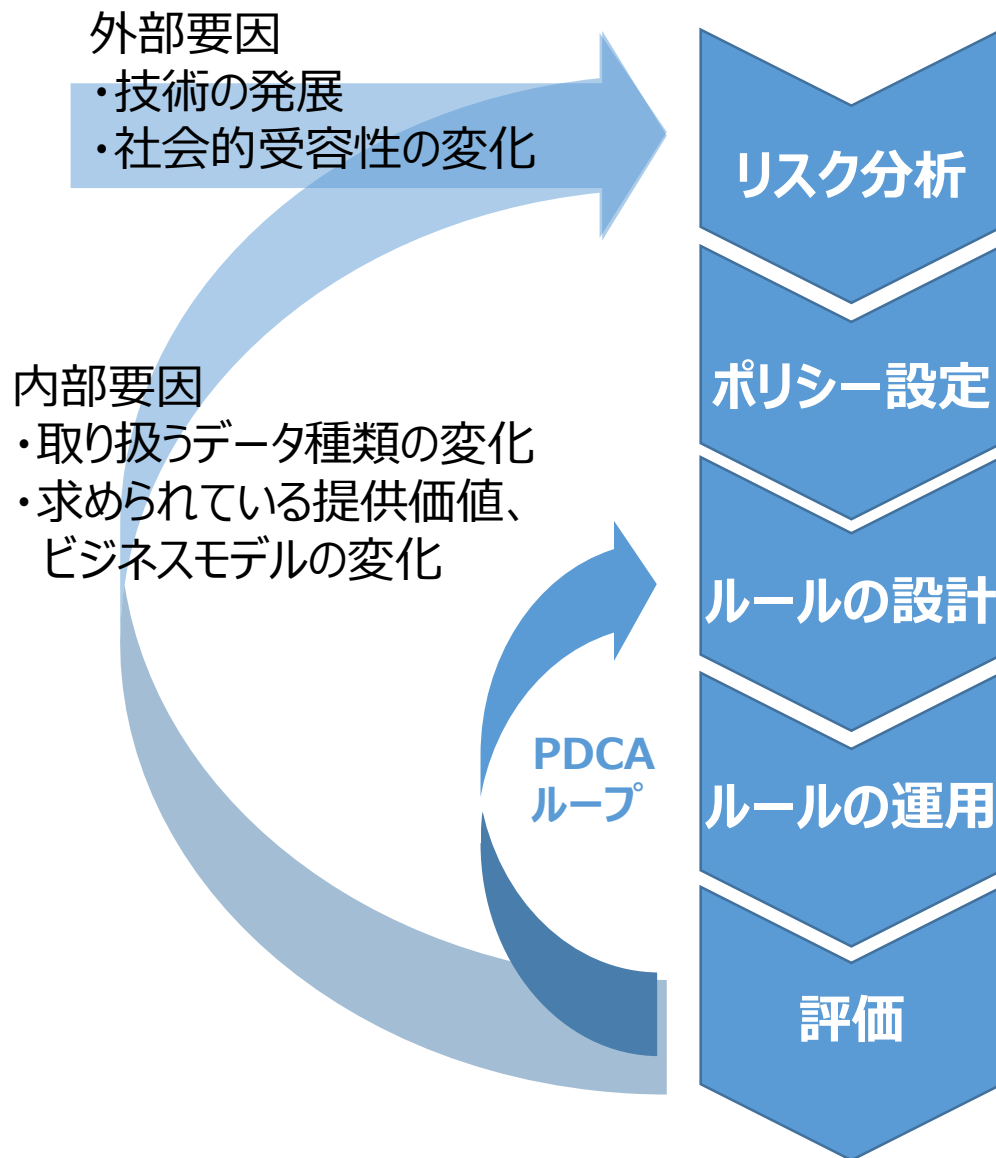
複製が転々流通し得るデータは契約のみに基づくエンフォースメントが難しく、

- ① PF運営者・参加者のビジネス上の関係性
- ② テクノロジ（スマートコントラクト、アクセス制御等）

による実効性担保も重要

ルールの再実装のガイダンス（案）

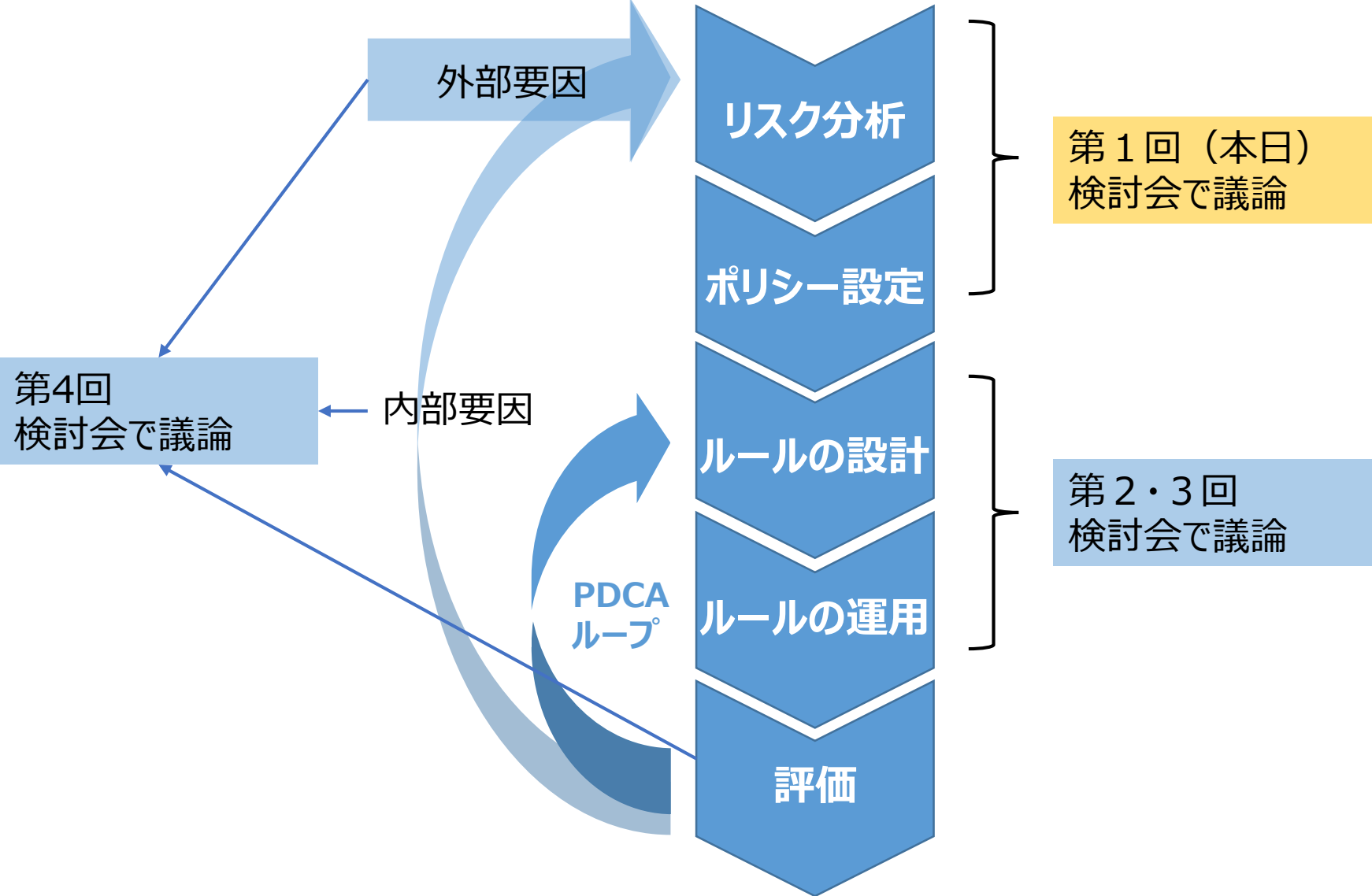
ルールの再実装が必要となるタイミングを判断できるように、外部要因・内部要因も例示



以下の観点から調査研究を実施し、既存の検討や具体事例をガイダンスに追加してゆく

1. 特定の分野についてのガイダンス等、既存の検討
2. 実在するプラットフォームにおけるルール整備事例
3. 諸外国のプラットフォームにおけるルール整備政策
(特に相互接続の観点から)

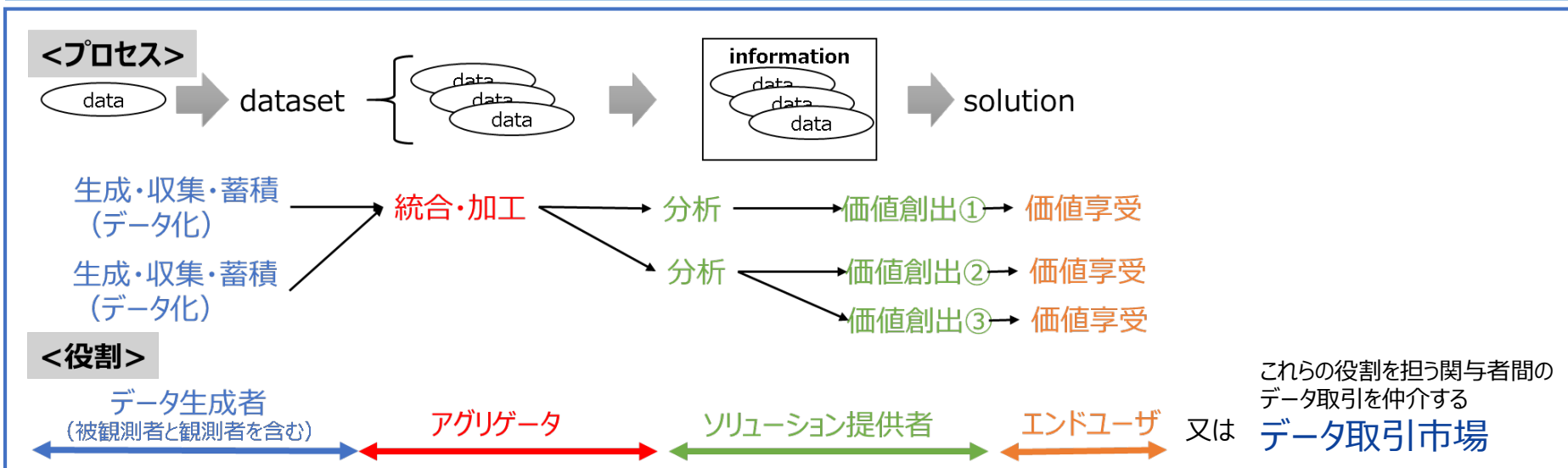
検討会の進め方



リスク分析・ポリシー設定のガイダンス(案) : Step1

Step1 : データからの価値創出プロセスの特定

求められている価値（データ利活用により創出することが期待されている価値）、必要となるデータ、関与者(=ステークホルダー)を特定して、データからの価値創出プロセスと関与者を描き、当該プロセスにおけるPFの役割を確認する。



<留意点>

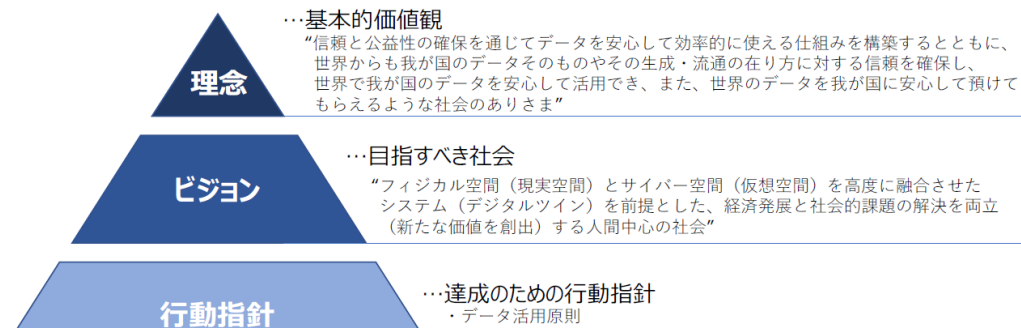
- 求められている価値が複数想定される場合は、各価値ごとに価値創出プロセスと関与者を描く。
例：あるPFを通して流通するデータが、患者個々人の医療カスタマイズサービスにも創薬にも利用されることが想定されるなら、各々について価値創出プロセスと関与者を描く。
- エンドユーザが享受する価値について、価値創出プロセスを描く。PFがソリューション提供者以外の役割を果たす場合は、求められている価値はPFが参加者に直接的に提供する価値とは一致しないことに注意。
例：PFがアグリゲータの役割を果たす場合も、エンドユーザが享受する価値まで価値創出プロセスを描く
- PFが価値創出プロセスの一部を担う（上記図のデータ生成者～ソリューション提供者の内のいずれか、複数、又は一部を担う）場合（データサービスPF）も、自らは価値創出プロセスを担わず関与者間のデータ取引を仲介する(データ取引市場の役割を果たす)場合もある。

リスク分析・ポリシー設定のガイダンス(案) : Step2

Step2 : リスクの特定

関与者のデータに対する利害・関心を把握し、下記、「リスクを特定する際の着眼点」にてらして、誰のどのような利害・関心がデータ流通の阻害要因となるかを検討することで、価値創出プロセス上のリスクを特定する。

包括的データ戦略の基本的な考え方



- ① データがつながり、いつでも使える
・つながる（相互運用性・重複排除・効率性向上）
・いつでもどこでもすぐに使える（可用性・迅速性・広域性）
- ② データを勝手に使われない、安心して使える
・自分で決められる、勝手に使われない（コントロールとディ、プライバシーの確保）
・安心して使える（セキュリティ・真正性・信頼）
- ③ 新たな価値の創出のためみんなで協力する
・みんなで作る（共創・新たな価値の創出・プラットフォームの原則）

データ流通の阻害要因（再掲）

1. 提供先での目的外利用（流用）
2. 知見等の競合への横展開
3. パーソナルデータの適切な取り扱いへの不安
4. 提供データについての関係者の利害・関心が不明
5. 対価還元機会への関与の難しさ
6. 取引の相手方のデータガバナンスへの不安
7. 公正な取引市場の不在
8. 自身のデータが囲い込まれることによる悪影響

データ流通の促進と阻害要因の払拭のためのルール（再掲）

a	提供データについて関係者の利害・関心の表明
b	意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入
c	データに関するガバナンスの構築
d	公正なデータ取引の担保
e	ロックイン防止のための仕組みの導入

リスクを特定する際の着眼点

1. プライバシーの尊重
2. 知的財産及び経営上の機微情報の尊重
3. 公正な取引の実施
4. 1.～3.のためのガバナンスの構築

包括的データ戦略の「行動指針」の②に対応

「データ流通の促進と阻害要因の払拭のためのルール」をカバー

リスク分析・ポリシー設定のガイダンス(案) : Step3

Step3 : リスクへの対応方針の決定

特定されたリスクについて、

- ①ステークホルダーから信頼されるデータ流通が実現可能か
 - ②データ流通に対する制約が、期待される価値の創出を阻害しないか
- という観点を踏まえて、対応方針を決定する

リスク対応の種類

1. **回避** : リスクの原因を取り除く
 - ・例 : 経営上の秘密が競合へ横展開されないよう、特定の者の間でのみデータを共有する
 - ・例 : 個人の権利・利益の保護のため、PF上で個人情報を取り扱わない
2. **転嫁** : リスクの結果と責任を第三者へ移す
 - ・例 : PF参加者に情報漏洩について保険加入を課す
3. **軽減** : リスクを受容可能なレベルに減らす
 - ・例 : 意図しないデータ利用を防止するため、データ利用条件に疑義が生じないよう、選択可能なデータの利用条件を明示する。
 - ・例 : プライバシー尊重のため、個人情報について適切な同意取得がなされるよう、特定の要件を満たす同意取得プロセスをPF参加者に課す。
4. **受容** : リスク対策を行わずに受け入れる

リスク対応方針とルールの関係	
ルール設計	イメージ (仮想事例)
リスク対応方針	PF参加企業の経営上の秘密が競合へ横展開されないよう、特定の者の間でのみデータを共有する
→ポリシー	<ul style="list-style-type: none"> ・参加企業の経営上の秘密を最大限に尊重 ・十分な情報漏洩防止措置を参加要件化 ・新規参加の可否は、既存参加企業の全会一致要
→契約	<ul style="list-style-type: none"> ・情報漏洩防止措置の義務化と違反時のペナルティ規定 ・新規参加の審査・決定プロセスの規定 ・退会時の義務の規定
→プロセス・IT	<ul style="list-style-type: none"> ・新規参加の要件審査をし、参加可否を全既存参加企業にはかる会議体の運用 ・情報漏洩防止措置に必要なソフトウェアの配布
→人材・組織	<ul style="list-style-type: none"> ・上記会議体の事務局組織の構築
→評価方法・指標	<ul style="list-style-type: none"> ・情報漏洩防止措置の実施状況 (最新ソフトウェアのインストール状況、教育の実施状況等) の調査と結果の公開

<留意点>

- ・ リスク対応方針に基づいて、ルールの設計を実施することになる
- ・ リスクへの対処方針を検討する過程で、価値創出プロセスの再検討が必要となる場合もある(例 : まずは個人情報を取り扱わずに済む範囲でソリューション提供を始め、その後に事業拡大を検討する) 。その場合にはStep 1に戻って再検討を行う。リスクが受容可能なレベルになるまで、Step1～Step3を繰り返す。

リスク分析・ポリシー設定のガイダンス(案) : Step4

Step4 : ポリシー設定

リスク対応方針の実行を価値創出プロセスの関与者（＝ステークホルダー）に対して約束するため、PFにおける「データ取扱いポリシー」を定め、関与者に説明する

「データ取扱いポリシー」の役割

1. PFに実装されるデータ取扱いルールの目的をステークホルダーに理解頂くことで、ルールに対する信頼を醸成する
2. PF運営者及びPF参加者に対して、データ取扱いルールの遵守を促す

<留意点>

- 上記、「データ取扱いポリシー」の役割が十分に発揮されるよう、リスクへの対処方針を決定した際の価値基準・価値観（例：プライバシーの尊重、PF参加者の経営上の秘密の保護）が、ステークホルダーに理解できるような内容とする。
- ステークホルダーにとって分かりやすい内容とし、容易にアクセスできるような手段で説明する
- PF運営者だけでなくPF参加者にとっても必要性が理解され、共感される内容とする

本日も議論頂きたいこと

1. リスク分析について(Step 1～3)

- リスク特定のプロセス(p.11-13)は適切か
- 「リスクを特定する際の着眼点(p.12)」に過不足はないか
- ガイダンスに示すべき留意点(p.11-13)は適切か、不足はないか

2. ポリシーの設定について(Step 4)

- 「データ取扱いポリシーの役割(p.14)」は適切か
- ガイダンスに示すべき留意点(p.14)は適切か、不足はないか